一　(一)　保安林の所在場所　北海道中川郡本別町山手町八の一・一二の一・一二の五・一二の六・一二の八（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）、一二の九
(二)　指定の目的　土砂の流出の防備
(三)　指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐は、択伐による。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
(一)　保安林の所在場所　北海道寿都郡寿都町字磯谷町島古丹一二（国有林。次の図に示す部分に限る。）、二・五二〇（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
(二)　指定の目的　土砂の崩壊の防備
(三)　指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。
字磯谷町島古丹一二（国有林）、二
(2)　その他の森林については、主伐は、択伐による。
(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道庁及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百二十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年五月十三日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　三重県松阪市飯南町粥見字摩谷九二三の一、字障子谷九二四の一、飯南町向粥見字小相津三二六八の二
二　指定の目的　水源の涵養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を三重県庁及び松阪市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百二十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年五月十三日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　三重県松阪市飯高町月出字スズマタ七六、字ハネオキ七八の一
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を三重県庁及び松阪市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百二十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十七年五月十三日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　岐阜県恵那市大井町字奥戸二六九六の五・二六九六の六七・二六九六の八六・二六九七の二一（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　解除の理由　指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県庁及び恵那市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百二十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十七年五月十三日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　岐阜県恵那市大井町字奥戸二六九六の五・二六九六の六七・二六九六の八六・二六九七の二一（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県庁及び恵那市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百二十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年五月十三日

農林水産大臣　林　芳正

一　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　群馬県甘楽郡南牧村（国有林。次の図に示す部分に限る。）、南牧村（次の図に示す部分に限る。）
(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を群馬県庁及び南牧村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百二十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年五月十三日

農林水産大臣　林　芳正

一　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　群馬県利根郡みなかみ町（次の図に示す部分に限る。）
(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
二　(一)　所　群馬県利根郡みなかみ町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、みなかみ町（次の図に示す部分に限る。）
(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
(三)　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。
みなかみ町（次の図に示す部分に限る。）